

2023年度事業計画
自2023年4月 1日
至2024年3月31日

公益社団法人広島県バス協会

I バス事業を巡る諸情勢と重点取組み事項

わが国の経済はコロナ禍の影響が減少しているものの、燃油費高騰など物価・仕入価格の高止まりや部材の入手難、価格転嫁の問題、人材確保など取り巻く環境に厳しさは続いている。

県下のバス事業は、過疎化、少子高齢化、乗務員不足等により厳しい状況にあるところ、3年にも及ぶコロナ禍の甚大な影響に加え、燃油費の高止まりや融資返済開始等により、経営環境は危機的状況が続いている。

乗合事業はコロナ感染者が減少しているとはいえ、コロナ禍前の8割しか回復しておらず、また乗務員不足の深刻化により減便をせざるを得ない状況となっており、大幅な減収が続いている。

貸切事業においては訪日外国人旅行客や団体観光旅行が皆無となっていたが、訪日外国人旅行客が復活しつつあり、全国旅行支援の継続により回復が期待される。また、G7広島サミットの開催により認知度上昇による誘客が期待される。行政による需要喚起策の取り組みを求めるとともに、利用者の安心確保の取り組みが必要である。

運転者不足問題については運転体験や就職説明会の開催など取り組みを推進していくとともに、労働環境改善の取り組みへの支援を求めていく必要がある。

また、利用促進のためバリアフリー対策・IT技術を活用した取り組みを推進していく必要がある。また、カーボンニュートラルに向けた取り組みも推進していく必要がある。

バス事業にとって最重要の課題である安全対策では、総合安全プラン2025に沿って事故防止に一層取り組んでいく。

広島県バス協会は、バス事業を巡るこれらの情勢や課題に対処し、会員事業者とともに安全、安心な輸送サービスの提供に努め、バス事業の発展を図ることとする。以上のことを前提に、2023年度は次の事項に重点的に取り組むこととする。

「重点取組み事項」

- コロナ禍や燃料費高騰等による経営悪化に対応した事業継続のための支援等の働きかけ。

- 「地域公共交通活性化協議会」と連携して、乗合バス路線の維持、再編、合理化等が円滑に進むよう努める。
- 2023年度事故防止対策重点実施事項の周知徹底と実効ある取組を推進する。
- 貸切バスの安全対策の充実と健全な経営基盤を確立するため、軽井沢スキーバス事故を受けての各種対策の着実な実施と運賃・料金の適正収受の定着に努める。
- バスの利用促進と輸送サービスの向上について積極的に取り組む。
- 運転者確保対策について積極的に取り組む。

II 事業計画

1. コロナ禍・燃油費高騰等への対応

コロナ禍・燃油費高騰等で経営悪化している状況において事業継続に必要な支援等を関係機関へ要請を行っていくとともに各種支援策を会員へ周知していく。

2. 乗合バス路線の維持、再編と輸送サービスの改善向上及びバス事業の活性化

(1) 乗合バス路線の維持、再編等の円滑な推進

- ① 地域公共交通活性化再生法や独占禁止法の特例を活用した取り組みを推進し、地域で一体となった交通マネジメントとサービス向上について、事業者間や行政等関係者の連携調整を図っていく。
- ② 広島市における地域公共交通利便促進事業や共同経営計画の実施と共同運営システムの構築にむけ広島市及び関係バス会社等と協議し実現に努める。
- ③ バス事業者の経営努力だけでは路線の維持が困難になっており、国や地元自治体の支援措置が不可欠であり、事業継続できる支援制度となるよう取り組みを進めていく。

(2) 輸送サービスの改善向上及びバス事業の活性化等

- ① 広島県の移動活発化の取組との連携
2012年度（H24）から広島県が進めている公共交通を利用した移動活発化の取組に積極的に参画し、バスの利用促進や活性化の具体的施策に繋がるよう取り組む。
- ② ICTなど先端技術を活用した利便向上と効率化の推進
ア. 訪日外国人等の旅行者へリアルタイム運行情報を発信しバスの利用促進に繋がるよう取り組む。

イ. AI等先端技術を活用して利用促進となる取り組みを目指す。

ウ. キャッシュレスの推進

キャッシュレス決済の促進・連携に努める。

エ. 自動運転技術等についての対応

バスの自動運転は、運転者不足問題への対応や中山間地域の足の確保手段として期待されており、引き続き技術開発の動向や実証実験等について情報収集を行い、関係者の情報共有に努める。

③ 施設整備に伴う取組

広島駅・西広島駅・福山駅の再整備、相生通のバス停集約ストレート化などの施設整備に伴うバス乗場などの配置・運用等について、バス事業者・交通管理者・道路管理者及びJR・行政などの関係者との調整を図り、利用しやすく効率的な運行ができる環境を整えるよう努める。

⑤ 交通案内所・待合施設の維持管理

新幹線口の交通案内所、可部駅西口の待合所について、バスの利用促進・輸送サービスの観点から適切に維持管理していく。

3. 貸切バス事業の安全確保と健全な経営基盤の確立

(1) 軽井沢事故を受けての安全対策の推進

① 軽井沢スキーバス事故対策検討委員会の最終とりまとめ「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策（平成28年6月3日）」に基づき、国土交通省が着手した各種安全対策について周知徹底を図るとともに、中国貸切バス適正化センターが実施する巡回指導業務について必要な協力を行う。

② 貸切バスの許可の更新制については、悪質事業者の退出が進むよう実効ある運用を行うとともに、優良事業者の負担軽減を日本バス協会と連携して要請する。

(2) 貸切バス安全性評価認定制度の運用

引き続き、認定取得事業者の拡大に努めるとともに、利用者が安全確保に取り組んでいるバス会社を選択しやすくなるよう、ホームページ等を通じて旅行業界や学校関係者及び一般の利用者に対して「セーフティバス」の更なる周知を図っていきたい。

(3) 健全な経営基盤の確立（運賃・料金適正收受への取組み）

日本バス協会では運賃制度の見直し等貸切制度全般の見直しの検討がされている中、県内貸切事業者の意見を反映できるよう取り組みを推進していく。

4. インバウンドの振興

インバウンドの推進は国政上最重要課題の一つであり、コロナ禍の影響減少等により今後さらに訪日外国人旅行者が増加することが見込まれたため、取り組みを進める必要がある。

- (1) バス停等の多言語化、キャッシュレス決済対応等の取り組みを推進する。
- (2) 国・県などの行政機関や経済団体等が主催するインバウンド関係の各種会議に参画し、バスを活用した二次交通の確保と利便性の向上について、具体的な議論となるよう取組む。

5. 運転者の確保対策と働き方改革の実現について

(1) 運転者の確保対策

乗合バス・貸切バスともに運転者不足の問題が深刻化している。

2023年度も「バス運転者就職フェア」、「バス運転体験会」を開催し、バス運転者確保対策を推進していくとともに、運輸事業振興助成交付金を活用し、「バス運転者の大型二種免許取得養成助成事業」を引き続き行う。

(2) 働き方改革実行計画の実施

2024年度からバス運転者の改善基準告示が改正され、拘束時間の短縮や休息時間の延長、年960時間の上限規制が適用されることの周知徹底などの対策が求められる。また、働き方改革実現に向け着実に取り組んでいく。

(3) 運転者職場環境良好度認証制度（働きやすい職場認証制度）

令和2年度より「運転者職場環境良好度認証制度（働きやすい職場認証制度）」は創設されすでに「一つ星認証」「二つ星認証」が実施されている。令和五年度には最高位の「三つ星認証」の申請開始となる。求職者に選ばれる事業者となるよう会員事業者への周知を行っていく。

(4) 外国人材の活用について

日本バス協会では深刻な乗務員不足への対応として外国人材を活用することが喫緊の課題としている。外国人材については在住資格としての「特定技能」に運送事業運転者が対象となっておらず、海外の外国人が我が国でバス運転業務につくことができないことから、可能となるよう制度の見直し等について関係方面へ求めていくこととしている。この方針に基づき当協会でも必要に応じ取り組みを進めていく。

6. 事故防止対策の推進

- (1) 国土交通省策定した「事業用自動車総合安全プラン2025」に基づき、バス事業の目標の達成に向けて各種事故防止対策を着実に取り組む。
- (2) 国土交通省及び日本バス協会からの指導通達の周知・徹底と、中国バス協会で決定した次の2023年度管内統一事故防止対策重点実施事項他について、広島県バス協会事故防止対策委員会を通じて実効ある取り組みとなるよう努める。
 - ① 車内事故防止対策の徹底（添乗調査の実施）
 - ② 健康起因による事故防止対策の徹底
疾病運転の防止・脳血管疾患対策ガイドラインの周知（講演会の開催等）
 - ③ 右左折時の事故防止の徹底（立哨調査の実施）
 - ④ 横断歩道における安全確認および一旦停止の徹底（立哨調査の実施）
- (3) 指導・教育用の教材等を製作し、事故防止対策に努める。

7. バス駐車場の確保

- (1) 広島駅新幹線口広場バス乗降場の予約管理事業
予約システムの運用については、全国旅行支援の延長やコロナウイルス感染症が5類へ移行することから利用が増加するものと見込まれる。運営に支障がないよう的確に管理を行う。
- (2) 福山駅南口再整備にかかるバス乗降場
福山駅南口再整備計画が福山市により検討が進められているが、乗合バス・貸切バスの利便性確保のため福山市に対し要望や協力を行っていく。
- (3) 広島市中心部の貸切バス駐車場について不足するような場合は関係各所に要望していく。

8. 運輸事業振興助成交付金事業

- (1) 広島県バス協会事業概要
運輸事業振興助成交付金については、日本バス協会の中央事業と連携を図り、次の事業を効果的に実施する。また、実施にあたっては、運輸事業振興助成交付金運用委員会を開催し、事業の適正な運用に努める。
 - ① 安全輸送体制の確保に関する事業
安全運行に資する事業に対して助成を行うとともに、事故防止に関する講習等及び広報活動を実施する。

- ア. 事故防止に資する機器等の導入や健康起因による重大事故を未然に防ぐための検査等に対する助成
- イ. 事故防止に関する講習等の受講に対する助成
- ウ. 指導教育に係るテキストの製作など事故防止対策等の徹底を図る。

② バス輸送施設改善推進事業

バス利用者利便向上のため、新規バス停上屋等の設置・既存バス停の整備補修等の輸送施設等の改善や交通バリアフリー（施設・車両等）への対応を行う事業者に助成する

- ア. 輸送施設等の設置及び改善に対する助成
- イ. 交通バリアフリー（施設・車両等）への対応に対する助成

③ バス利用促進及び活性化対策事業

サービス向上対策及び広報対策を通じてバス利用促進を図るための事業を行う

- ア. 輸送サービス向上対策に対する助成
- イ. ICT技術を活用したシステムによるサービスの提供
キャッシュレス決済システム等の広報を行い、バス利用者利便の向上を図る。

ウ. バスマつり

バスマつり実行委員会が実施するバスの日のイベントのうち、会場借料等の一部について助成する。また、子供やお年寄りを対象にしたバスの乗り方教室を開催する。

④ 環境対策推進事業

カーボンニュートラルの推進の一環として、EVバスなど環境にやさしいバスを導入する事業者に対して助成するとともに、バスの利用促進について働きかける。

⑤ 会員事業者への情報共有のIT化

(2) 日本バス協会事業概要（中央事業）

- ① バス輸送改善推進事業として、「利用者施設等整備」「人と環境にやさしいバス普及」「地方路線バス及び貸切バス助成」「バス利用安全促進広報」「運転者人材確保対策」の各事業を行う。
- ② バス事業者の経営安定化に資するため「融資斡旋・利子補給事業」を公募により実施する。

9. 協会加入促進事業

公益事業の適性且つ効率的な推進を図るため、ホームページに協会加入の手続き等を掲載し、広くバス事業者に協会加入を呼びかける。

10. その他

(1) 広報活動の推進等

- ① 広島県バス協会ホームページは、会員事業者及び一般の方々に対して、広島県バス協会の活動状況や行政機関・日本バス協会からの通知等について情報提供を行う。

特に、各社から提供される路線バスの最新の運行情報等は即時更新に努める。

また、貸切バスの許可の更新制度や適正化実施機関の巡回指導に関係する必要書類等も情報提供する。

- ② 安全性評価認定事業者の公表と国土交通省の安全性確認サイトの情報を公開する。
- ③ Webを活用したグループウェアを運輸振興助成交付金で導入し、中小事業者への情報発信を強化する。「バス協会だより（月報）」・メールマガジン（ネット）は廃止する。
- ④ 「バスまつり」は2023年で25年目を迎え、毎年1万人近くの来場があるが、コロナ渦等の影響でここ4年間実施できていない。5年ぶりの開催となる今回は広報活動の場として内容の充実を図り実施していく。

(2) 表彰関係

乗合バス事業の第一線で常に「安全で快適な輸送サービス」に努め、サービス向上に貢献した乗務員に対し、広島県バス協会長表彰を行う。

以上、2023年度事業計画の実施にあたり、資金の借入及び設備投資の予定はない。